農山漁村振興交付金交付等要綱

（制　　定　令和３年４月１日付け２農振第３６９５号
最終改正　令和８年４月７日付け７農振第２９６５号）

農林水産事務次官依命通知

（通則）

第１　農山漁村振興交付金（以下「交付金」という。）の交付については、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成19年法律第48号）、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号）、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成18年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道農政事務所長に委任した件（平成18年農林水産省告示第881号）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成12年農林水産省告示第899号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成12年農林水産省告示第900号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

（事業の趣旨）

第２　農山漁村においては、人口の減少・高齢化、社会インフラの老朽化等に伴い、地域コミュニティの活力が低下し、地域経済が低迷する一方、都市部では、農山漁村の価値が再認識されている。こうした中で、農山漁村の自立及び維持発展に向けて、都市と農山漁村の双方から「農山漁村を知ってもらう」機会を創出するとともに、農山漁村がもつ豊かな自然や「食」等の多様な地域資源を、農業やその関連産業のみならず、観光、福祉、教育等にも活用することにより、農山漁村における就業の場の確保、所得の向上及び雇用の増大を実現し、地域活性化を図っていくことが重要となっている。

また、平成29年3月28日に閣議決定された「観光立国推進基本計画」においては、農山漁村滞在型旅行（農泊）の推進により農山漁村の所得の向上を進めていくこととされている。

これらを踏まえ、地域の創意工夫による活動の計画づくりから農業者等を含む地域住民の就業の場の確保、農山漁村における所得の向上や雇用の増大に結び付ける取組までを総合的に支援し、農山漁村の活性化、自立及び維持発展を推進するため、交付金を交付する。

（交付事業の内容等）

第３　農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、第５に定める農山漁村振興推進計画及び第６に定める事業実施計画に基づき、別表１に掲げる事業実施主体が行う次の各号に掲げる事業（以下「交付事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、交付金交付の対象として大臣が認める経費（以下「交付対象経費」という。）について、第６に定める事業実施計画ごとに予算の範囲内で交付金を交付する。

（１）地域資源活用価値創出対策

（２）中山間地農業推進対策

（３）山村活性化対策

（４）最適土地利用総合対策

（５）都市農業機能発揮対策

２　交付事業ごとの事業内容、交付対象経費、事業実施主体、交付率、交付要件及び実施期間は、別表１に定めるところによる。

３　別表１の事業区分の欄の（１）のイの（イ）の事業の年度ごとの交付額は、農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）が別に定める範囲を超えない範囲とする。

（流用の禁止）

第４　別表１の事業区分の欄に掲げる各事業に係る経費の相互間の流用をしてはならない。

（農山漁村振興推進計画）

第５　本要綱に基づき、別表１に掲げる交付事業者（以下「交付事業者」という。）が別表２に掲げる事業を新たに実施する場合は、別記様式第１号に定める農山漁村振興推進計画（以下「振興推進計画」という。）を策定し、北海道で実施する場合にあっては農村振興局長に、沖縄県で実施する場合にあっては内閣府沖縄総合事務局長に、それ以外の都府県で実施する場合にあっては地方農政局長にそれぞれ提出し、承認を受けるものとする。

なお、交付事業者が複数の交付事業を実施しようとする場合にあっては、当該交付事業が同一都道府県内で実施され、かつ、交付事業者が同一である場合に限り、一つの振興推進計画として策定することができる。

２　前項で策定した振興推進計画の内容に変更が生じた場合は、速やかに前項に定める者に提出し、その承認を受けるものとする。ただし、第 17 に規定する軽微な変更を除く。

３　都道府県が策定した振興推進計画に掲げる事業にあっては、第４の規定にかかわらず、別表２に掲げる同一予算区分内の事業に係る経費の相互間の流用を行うことができる。ただし、経費の相互間の流用を行う事業の別表３に掲げる交付決定者（以下「交付決定者」という。）が同一の場合に限る。

（事業実施計画）

第６　本要綱に基づき、交付事業を実施しようとする者は、農村振興局長が別に定めるところにより、事業実施計画又は年度別事業実施計画を策定し、及び提出するものとする。なお、第５第１項及び第２項に該当する場合は、振興推進計画と併せて提出するものとする。

（事業評価）

第７　交付事業者は、農村振興局長が交付事業の事業区分ごとに定めるところに従い、事業の評価を実施するものとする。

（推進指導等）

第８　国は、交付事業の目的を達成するため、推進体制整備、助言、指導等に努めるものとする。

２　国は、交付事業の実施に必要な事項に関する調査等を行うことができるものとする。

（関連事業等との連携）

第９　国は、交付事業を円滑に推進するため、関係省庁相互間、地方公共団体等との連携に努めるものとする。

２　国は、都道府県との連携強化を図るため、交付事業者が所在する都道府県に対し、振興推進計画等に係る情報を提供するものとする。

（申請手続）

第 10　第５の振興推進計画及び第６の事業実施計画の承認を受けた者が交付金の交付を受けようとする場合は、交付決定者に対し、別記様式第２号による交付申請書を提出しなければならない。

２　交付金の交付を受けようとする者は、前項の規定による交付の申請に当たって、当該交付金に係る消費税仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)に規定する地方消費税率を

乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該交付金の消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

3　交付対象事業の着手（機械の発注を含む。）は、原則として、第 12 第１項の規定により交付決定者から交付金交付決定通知を受けて行うものとするが、当該年度において、やむを得ない事情により、交付金交付決定前に着手する必要がある場合には、別記様式第 14 号による交付決定前着手届を交付決定者に提出するものとする。

（交付申請書の提出期限）

第 11　交付規則第２条の大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、交付決定者（大臣にあっては、農村振興局長）が別に通知する日までとする。

（交付決定の通知）

第 12　交付決定者は、第 10 第１項の規定による交付の申請があった場合は、審査の上、交付金を交付すべきものと認めるものについて、速やかに交付決定を行い、交付事業者に対しその旨を通知するものとする。

2　交付決定者が第 10 第１項の規定による交付の申請を受けてから当該申請に係る前項の規定による交付決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、１月とする。

（申請の取下げ）

第 13　交付事業者は、第 10 第１項の規定による交付の申請を取り下げようとするときは、第 12 第１項の規定による通知を受けた日から起算して 15 日以内にその旨を記載した取下書を交付決定者に提出しなければならない。

（契約等）

第 14　交付事業者（地方公共団体を除く。第２項において同じ。）は、交付事業の遂行のために売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、交付事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

2　交付事業者は、前項の契約に係る入札又は見積り合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式第３号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求めることとし、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならないこととする。

（債権譲渡等の禁止）

第 15　交付事業者は、第 12 第１項の規定による交付決定の通知によって生じる権利及び義務の全部又は一部を、交付決定者の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

（計画変更、中止又は廃止の承認）

第 16　交付事業者は、第 12 第１項の規定により交付決定を受けた内容について、次の各号のいずれかに該当する変更等をしようとするときは、別記様式第４号による変更等承認申請書を交付決定者に提出し、その承認を受けなければならない。

（１）別表１の事業区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。ただし、第 17 に規定する軽微な変更を除き、第５の３に規定する流用によらない交付金額の増額を伴う変更を含む。

（２）交付事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第 17 に規定する軽微な変更を除く。

（３）交付事業を中止し、又は廃止しようするとき。

２　交付事業者は、前項各号に定める場合のほか、交付金額の減額を伴う変更をしようとするときは、前項に準じて交付決定者の承認を受けることができる。

３　交付決定者は、前２項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

（軽微な変更）

第 17　交付規則第３条第１号イ及びロの大臣が別に定める軽微な変更は、別表１の軽微な変更の欄に掲げるものとする。

（事業遅延の届出）

第 18　交付事業者は、交付事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は交付事業の遂行が困難となった場合は、別記様式第５号による事業遅延の届出書を交付決定者に提出し、その指示を受けなければならない。なお、交付事業者が交付事業に関して繰越を必要とする場合は、繰越承認申請書の提出をもって当該届出書の提出に代えることができる。

（状況報告）

第 19　交付事業者は、第 12 第１項の規定による交付決定のあった年度から交付事業が終了する年度まで、第２四半期及び第３四半期（別表１の事業区分の欄の（１）のアの（イ）、（１）のイ、（４）のアの（イ）及び（５）の事業にあっては第３四半期）の末日において、別記様式第６号により事業遂行状況報告書を作成し、当該四半期の最終月の翌月末までに交付決定者に提出しなければならない。ただし、別記様式第７号による概算払請求

書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。

2　前項の規定にかかわらず、都道府県知事又は市町村長が公共事業等の事業に係る契約及び支出の状況の報告について（昭和 42 年５月１日付け蔵計第 946 号大蔵大臣通知）に係る報告を交付決定者に行っている場合には、前項の規定による報告を省略することができる。

3　第１項の規定のほか、交付決定者は、事業の円滑な執行を図るため必要があるときは、交付事業者に対して交付事業の遂行状況の報告を求めることができる。

（概算払）

第 20　交付事業者は、交付金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合は、別記様式第７号の概算払請求書を交付決定者及び官署支出官に提出しなければならない。

なお、概算払は、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 58 条ただし書に基づく財務大臣との協議が調った日以降に、協議が調った範囲で行うものとする。

2　交付事業者は、概算払により間接交付事業に係る交付金の交付を受けた場合においては、当該概算払を受けた交付金の額を遅滞なく間接交付事業者に交付しなければならない。

（実績報告）

第 21　交付規則第６条第１項の別に定める実績報告書は、別記様式第８号のとおりとし、交付事業者は、交付事業が完了したとき（第 16 第１項による廃止の承認があったときを含む。以下同じ。）は、その日から、１月を経過した日又は翌年度の４月 10 日のいずれか早い日（地方公共団体に対し交付金の全額が概算払により交付された場合は翌年度の６月 10 日）までに、実績報告書を交付決定者に提出しなければならない。

2　交付事業者は、交付事業の実施中に国の会計年度が終了したときは、翌年度の４月 30 日までに別記様式第 10 号により作成した年度終了実績報告書を交付決定者に提出しなければならない。

3　第 10 第２項ただし書の規定により交付の申請をした交付事業者は、第１項の実績報告書を提出するに当たって、交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを交付金の額から減額して報告しなければならない。

4　第 10 第２項のただし書の規定により交付の申請をした交付事業者は、第１項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により交付金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第９号の消費税仕入控除税額報告書により速や

かに交付決定者に報告するとともに、交付決定者による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない者も、その状況等について、交付金の額の確定のあった日の翌年６月 30 日までに、同様式により交付決定者に報告しなければならない。

（交付金の額の確定等）

第 22　交付決定者は、第 21 第１項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査、必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る交付事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき交付金の額を確定し、交付事業者に通知するものとする。

２　交付決定者は、交付事業者に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、その超える部分の交付金の返還を命ずるものとする。

３　交付事業者は、前項の返還が命じられた日から 20 日（地方公共団体において当該交付金の返還のための予算措置について議会の承認が必要とされる場合で、かつ、この期限により難い場合は 90 日）以内に交付金を返還するものとし、期限内に返還ができない場合は、未納の金額につきその未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を収めるものとする。

（海外付加価値税に係る還付金の額の確定における取扱い）

第 23　交付決定者は、日本国外における交付事業の実施に当たり、日本国以外の行政機関により課される付加価値税相当額（以下「海外付加価値税」という。）について交付金を交付する場合であって当該海外付加価値税について還付制度が存在するときは、還付制度の利用について交付事業者に対して検討を求めることができる。

２　交付事業者は、交付事業完了時において、海外付加価値税について還付を受けている場合は、第 21 第１項による実績報告書において、交付金額から減額して報告しなければならない。

３　交付事業者は、交付事業完了後に、海外付加価値税について還付を受けた場合には、第 21 第４項に準じて交付決定者に報告するとともに、交付決定者の返還命令を受けてその一部又は全部を返還しなければならない。

（額の再確定）

第 24　交付事業者は、第 22 第１項の規定による額の確定通知を受けた後、違約金、返還金、保険料その他の交付金に代わる収入があったこと等により交付事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、交付決定者に対し、改めて第 21 第１項の規定による報告を行うものとする。

２　交付決定者は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、改めて実績報告書等の書類の審査、必要に応じて行う現地調査等を実施し、当該実績報告書等に係る交付事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき交付金の額を確定し、交付事業者に通知するものとする。この場合においては、第 22 第２項及び第３項の規定を準用する。

（交付決定の取消又は変更）

第 25　交付決定者は、第 16 第１項第３号の規定による交付事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第 12 第１項の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

（１）交付事業者が、交付事業の実施に当たって法令若しくは本要綱の規定又はそれらに基づく処分若しくは指示に違反した場合

（２）交付事業者が、交付金を交付事業以外の用途に使用した場合

（３）交付事業者が、交付事業に関して、不正、事務手続の遅延その他の不適当な行為をした場合

（４）間接交付事業者が、間接交付事業の実施に当たって法令に違反した場合

（５）間接交付事業者が、間接交付金を間接交付事業以外の用途に使用した場合

（６）交付決定後生じた事情により、交付事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

２　交付決定者は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する交付金が交付されているときは、期限を付して当該交付金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

３　交付決定者は、第１項第１号から第３号までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

４　第２項の規定による交付金の返還及び前項の加算金の納付については、第 22 第３項の規定（括弧書を除く。）を準用する。

（事業の適正な実施）

第 26　第５第１項に基づき実施する複数の交付事業を一つの振興推進計画として策定する場合であって、かつ、都道府県が交付金の交付先となる場合には、都道府県知事は、当該交付事業の適正な実施を図るため、第５第３項に定める交付金の事業に係る経費の相互間の流用、第 16 に定める申請書の提出及び第 21 に定める報告書の提出を行うに当たって、別記様式第 16 号による総括表を作成し、交付決定者に提出しなければならない。

（財産の管理等）

第 27　交付事業者は、交付対象経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、交付事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2　交付決定者は、交付事業者が取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれる場合は、その収入の全部又は一部を国に納付させることができる。

（財産の処分の制限）

第 28　取得財産等のうち、適正化法施行令第 13 条第４号及び第５号の大臣の定める財産は、１件当たりの取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上のものとする。

2　交付事業者は、交付規則第５条に規定する期間（以下「処分制限期間」という。）中に、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ交付決定者の承認を受けなければならない。

3　前項の規定にかかわらず、交付事業を行うに当たって、交付対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が第 10 第１項の規定により提出された交付申請書に記載してある場合は、第 12 第１項の規定による交付決定通知をもって、次の条件により交付決定者の承認を受けたものとみなす。

（１）担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に交付率を乗じた金額を納付すること

（２）本来の交付目的の遂行に影響を及ぼさないこと

4　第２項の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を国に納付することを条件とすることがある。

（収益納付）

第 29　交付事業者は、交付事業が完了した日から起算して５年が経過する日までに、交付事業の実施によって相当の収益が生じた場合には、別記様式第 11 号の収益報告書により、各決算期の終了後（半年決算の事業者にあっては、下半期の決算の終了後）２月以内に、交付決定者に報告しなければならない。

2　交付決定者は、前項の規定による報告があった場合は、当該収益の一部又は全部を国に納付させることができる。

3　納付すべき収益の額は、原則として毎年度生ずる収益の取得までに交付された交付金額をそれまでに交付対象事業に関連して支出された経費の

総額で除した値に、当該収益の額を乗じた額とする。ただし、その上限は、交付された交付金の総額から、交付金に係る財産処分に伴う納付額を差し引いた額とする。

（交付金の経理）

第 30　交付事業者は、交付事業について、ほかの経理と区分して交付事業の収入及び支出を記載する帳簿を備え、交付金の使途を明らかにしておかなければならない。

2　交付事業者は、前項の収入及び支出の内容の証拠書類又は証拠物を整備して、前項の帳簿とともに交付事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して５年間整備保管しなければならない。

3　交付事業者は、取得財産等について、当該取得財産等の処分制限期間中、前２項に規定する帳簿等に加え、別記様式第 12 号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

4　前３項及び第 31 に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録による作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

（交付金調書）

第 31　交付事業者のうち地方公共団体にあっては、交付事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記様式第 13 号による交付金調書を作成しなければならない。

（電子情報処理組織による申請等）

第 32　交付事業者は、第 10 第１項の規定による交付の申請、第 13 の規定による申請の取下げ、第 16 第１項の規定による計画変更、中止又は廃止の申請、第 19 の規定による状況報告、第 20 の規定による概算払請求、第 21 第１項による実績報告、第 21 第２項による年度終了実績報告、第 21 第４項による消費税仕入控除税額の確定に伴う報告（以下「交付申請等」という。）については、当該各規定の定めにかかわらず、農林水産省共通申請サービス（以下「システム」という。）を使用する方法により行うことができる。ただし、システムを使用する方法により交付申請等を行う場合において、本要綱に基づき当該交付申請等に添付すべきとされている書面について、当該書面等の一部又は全部を書面により提出することを妨げない。

2　交付事業者は、前項の規定により交付申請等を行う場合は、本要綱の様式の定めにかかわらず、システムにより提供する様式によるものとする。

3　交付決定者は、第１項の規定により交付申請等を行った交付事業者に対する通知、承認、指示、命令については、交付事業者が書面によることをあらかじめ求めた場合を除き、システムを使用する方法によることができる。

４　交付事業者が第１項の規定によりシステムを使用する方法により交付申請等を行う場合は、システムのサービス提供者が別に定めるシステムの利用に係る規約に従わなければならない。

（間接交付金交付の際付すべき条件）

第 33　交付事業者のうち地方公共団体は、間接交付事業者に交付金を交付するときは、本要綱第４、第 16 から第 19 まで、第 21、第 23 から第 25 まで、第 27、第 29 及び第 30 の規定に準ずる条件並びに次の各号に掲げる条件を付さなければならない。

（１）本要綱に従うべきこと。

（２）間接交付事業により取得し又は効用の増加した財産のうち不動産及びその従物並びに１件当たりの取得価格 50 万円以上のものについて、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に期間の定めが無い財産については期間の定めなく。）においては、交付事業者の承認を受けないで、間接交付金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならないこと。

（３）前号にかかわらず、間接交付事業を行うに当たって、交付対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が交付金交付申請書に記載してある場合は、次の条件により交付事業者による間接交付金の交付の決定をもって交付事業者の承認を受けたものとすること。

（ア）担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に交付率を乗じた金額を納付すること

（イ）本来の交付目的の遂行に影響を及ぼさないこと

（４）第２号による交付事業者の承認に当たって、交付事業者の指示に基づき、承認に係る間接取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部若しくは一部を交付事業者に納付すること

２　交付事業者は、間接交付事業者が地方公共団体以外の者である場合、交付金を交付するに当たって、間接交付事業者に対し、前項に定めるもののほか、次に掲げる条件を付さなければならない。

（１）間接交付事業者は、間接交付事業の遂行のために売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、間接交付事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し又は随意契約によることができる。

（２）間接交付事業者は、前号による契約又は入札による契約（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式第３号による契

約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者を入札等に参加させてはならない。

3　交付事業者は、間接交付事業者が地方公共団体である場合、交付金を交付するに当たって、間接交付事業者に対し、第1項に定めるもののほか、別記様式第13号による交付金調書を作成することを条件として付さなければならない。

4　交付事業者は、あらかじめ、間接交付事業者に対して付す条件を交付決定者に届け出た上で、間接交付事業者に対し、交付金を交付しなければならない。

（間接交付金交付に係る交付事業者の義務等）

第34　交付事業者は、間接交付事業者が間接交付事業により取得し、又は効用の増加した財産について、その実態を充分把握するように努め、当該財産が適正に管理運営されるよう指導しなければならない。

2　交付事業者は、第33第1項第2号により承認をしようとする場合は、あらかじめ交付決定者の承認を受けてから承認を与えなければならない。ただし、第33第1項第3号の場合にあっては、第12第1項による交付決定の通知をもって同号に定める条件を付すことを条件に交付決定者の承認を受けたものとする。

3　交付事業者は、第33第1項第4号により間接交付事業者から納付を受けた額の国庫交付金相当額を国に納付しなければならない。

4　第33第1項及び前項の規定にかかわらず、前項の規定その他の国庫納付に関する規定に基づき、取得財産等の取得価格の国庫交付金相当額の全部を国に納付したと認められる場合は、第33第1項及び前項の規定は当該取得財産等については適用しない。

5　交付事業者は、間接交付事業に関して、間接交付事業者から交付金の返還又は返納を受けた場合は、当該交付金の国庫交付金相当額を国に返還しなければならない。

（災害等の報告）

第35　交付事業者は、天災その他の災害により、交付対象事業が予定の期間内に完了せず、手戻り工事（工事施行中、施設の施工済み箇所に被災した部分の工事であって、災害復旧工事以外の国庫負担対象として復旧するものをいう。以下同じ。）が発生し、又は交付対象事業の遂行が困難となった場合は、別記様式第15号により速やかにその旨を報告し、その指示を受けるものとする。

報告に当たっては、災害の種類、被災年月日、被災時の工事進捗度、被災程度、復旧見込額（手戻り工事の場合は損害額）及び防災、復旧措置等を明らかにした上で被災写真を添付するものとする。また、交付事業者は、必要がある場合、現地調査等を実施し、報告事項の確認を行うものとする。

２　手戻り工事が発生した旨の報告を受けた交付事業者は、速やかに当該都道府県又は国へ連絡するとともに、手戻り工事が発生した日から 30 日以内に、交付決定者に前項の報告内容に準じた報告書を提出するものとする。

３　間接交付事業者は、施設等について処分制限期間内に天災その他の災害を受けたときは、直ちに別記様式第 15 号により、交付事業者に報告するものとする。

交付事業者は、当該報告を受けたときは、直ちに当該施設等の被害状況を調査確認し、同様式に調査の概要、対応措置等を付した上で、遅滞なく、交付決定者に報告するものとする。

（委任）

第 36　本交付金の実施については、この要綱に定めるもののほか、農村振興局長が別に定めるところによる。

附　則

１　この通知は、令和３年４月１日から施行する。

２　この要綱の施行に伴い、次に掲げる通知は廃止する。

（１）農山漁村振興交付金実施要綱（令和２年４月１日付け元農振第 2656 号農林水産事務次官依命通知）

（２）農山漁村振興交付金交付要綱（令和２年４月１日付け元農振第 2657 号農林水産事務次官依命通知）

３　２に掲げる通知によって令和２年度までに着手した事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。

附　則

１　この通知は、令和４年４月１日から施行する。

２　令和３年度までに着手した事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。

附　則

この通知は、令和４年 12 月２日から施行する。

附　則

１　この通知は、令和５年４月１日から施行する。

２　令和４年度までに着手した事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。

附　則

この通知は、令和５年 11 月 29 日から施行する。

附　則

1　この通知は、令和６年４月１日から施行する。

2　令和５年度までに着手した事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。

附　則

1　この通知は、令和７年４月１日から施行する。

2　令和６年度までに着手した事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。

附　則

1　この通知は、令和７年 12 月 16 日から施行する。

2　この通知による改正前の農山漁村振興交付金交付等要綱に基づき実施している事業については、なお従前の例による。

附　則

1　この通知は、令和８年４月７日から施行する。

2　この通知による改正前の農山漁村振興交付金交付等要綱に基づき実施している事業については、なお従前の例による。ただし、改正後の第５、第６及び第 26 の規定は、この通知による改正前から実施している事業についても適用する。

別表1（第3、第4、第5第1項、第16第1項、第17及び第19第1項関係）

事業区分	事業内容、経費	事業実施主体		交付率	交付要件	実施期間	軽微な変更
		交付事業者	間接交付事業者				
(1)地域資源活用価値創出対策							
ア　地域資源活用価値創出推進事業							
（ア）地域活性化型							
a　活動計画策定事業	農村振興局長が別に定める経費を交付することとする。	農村振興局長が別に定める要件を満たす地域協議会又は都道府県	農村振興局長が別に定める要件を満たす地域協議会（都道府県が交付事業者の場合に限る。）	定額	農村振興局長が別に定める。	農村振興局長が別に定める。	次に掲げる変更以外の変更 1　事業費の3割以上の増減 2　事業実施主体の名称の変更
b　農山漁村関わり創出事業		特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人又は民間企業	―	定額			
c　農山漁村情報発信事業		民間団体（民間企業、一般財団法人、一般社団法人、公益財団法人、公益社団法人、協同組合、企業組合、特定非営利活動法人、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、特殊法人、認可法人、独立行政法人等）		定額			
（イ）創出支援型							
a　地域資源活用・地域連携推進支援事業	農村振興局長が別に定める経費を交付することとする。	都道府県	農村振興局長が別に定める要件を満たす市町村、市町村協議会、農林漁業者等、商工業者の組織する団体、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、市町村協議会の構成員又は特認団体	定額（定額、1/2以内）	農村振興局長が別に定める。	農村振興局長が別に定める。	次に掲げる変更以外の変更 1　事業の新設又は廃止 2　事業実施主体の名称の変更 3　事業費の3割以上の増減
b　地域資源活用・地域連携サポート事業							次に掲げる変更以外の変更 1　事業費の3割以上の増減 2　事業実施主体の名称の変更
(a)地域資源活用・地域連携中央サポート事業							
①地域資源活用・地域連携中央サポートセンター運営事業		農村振興局長が別に定める要件を満たす農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、第三セクター、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、独立行政法人、地方独立行政法人、コンソーシアム及び特認団体	―	定額			
②地域資源活用・地域連携促進事業		農村振興局長が別に定める要件を満たす都道府県、農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、第三セクター、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、独立行政法人、地方独立行政法人、コンソーシアム及び特認団体	農村振興局長が別に定める要件を満たす農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、第三セクター、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、独立行政法人、地方独立行政法人、コンソーシアム及び特認団体	定額			
③地域の食の絆強化推進運動事業		農村振興局長が別に定める要件を満たす農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、第三セクター、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、独立行政法人、地方独立行政法人、コンソーシアム及び特認団体	―	定額			
(b)地域資源活用・地域連携都道府県サポート事業		都道府県	―	定額			

（ウ）農泊推進型							
a 農泊推進事業	農村振興局長が別に定める経費を交付することとする。				農村振興局長が別に定める。	農村振興局長が別に定める。	次に掲げる変更以外の変更 1 事業の新設又は廃止 2 事業費の3割以上の増減 3 事業実施主体の名称の変更
（a）農泊地域創出タイプ		農村振興局長が別に定める要件を満たす都道府県、地域協議会、農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、農林漁業者が組織する団体、地方公共団体が出資する団体、地域再生推進法人、PFI事業者又は特定非営利活動法人	農村振興局長が別に定める要件を満たす地域協議会、農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、農林漁業者が組織する団体、地方公共団体が出資する団体、地域再生推進法人、PFI事業者又は特定非営利活動法人（都道府県が交付事業者の場合に限る。）	定額			
（b）農泊地域経営強化タイプ		農村振興局長が別に定める要件を満たす都道府県又は地域協議会	農村振興局長が別に定める要件を満たす地域協議会（都道府県が交付事業者の場合に限る。）	定額			
（c）インバウンド食関連消費拡大タイプ		農村振興局長が別に定める要件を満たす都道府県又は地域協議会	農村振興局長が別に定める要件を満たす地域協議会（都道府県が交付事業者の場合に限る。）	定額			
b 人材活用事業							
（a）研修生タイプ		農村振興局長が別に定める要件を満たす都道府県、地域協議会、農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、農林漁業者が組織する団体、地方公共団体が出資する団体、地域再生推進法人、PFI事業者又は特定非営利活動法人	農村振興局長が別に定める要件を満たす地域協議会、農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、農林漁業者が組織する団体、地方公共団体が出資する団体、地域再生推進法人、PFI事業者又は特定非営利活動法人（都道府県が交付事業者の場合に限る。）	定額			
（b）専門家タイプ				定額			
c 農家民宿転換促進費		農村振興局長が別に定める要件を満たす都道府県、地域協議会と農家民泊経営者等との連携体	農村振興局長が別に定める要件を満たす地域協議会と農家民泊経営者等との連携体（都道府県が交付事業者の場合に限る。）	定額			
d 広域ネットワーク推進事業							
（a）都道府県単位における取組		都道府県	―	定額			
（b）全国単位における取組		農村振興局長が別に定める要件を満たす特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人又は民間企業		定額			
（c）地方農政局単位における取組		農村振興局長が別に定める要件を満たす特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人又は民間企業		定額			

（エ）農福連携型							
a 農福連携支援事業	農村振興局長が別に定める経費を交付することとする。				農村振興局長が別に定める。	農村振興局長が別に定める。	次に掲げる変更以外の変更 1 事業の新設又は廃止 2 事業費の3割以上の増減 3 事業実施主体の名称の変更
(a)農福連携の取組		農村振興局長が別に定める要件を満たす都道府県、民間事業者又は地域協議会	農村振興局長が別に定める要件を満たす民間事業者又は地域協議会（都道府県が交付事業者の場合に限る。）	定額			
(b)地域協議会の設立及び体制整備		農村振興局長が別に定める要件を満たす都道府県又は地域協議会	農村振興局長が別に定める要件を満たす地域協議会（都道府県が交付事業者の場合に限る。）	定額			
b 普及啓発・専門人材育成推進対策事業							
(a)普及啓発等推進		農村振興局長が別に定める要件を満たす民間事業者又は地域協議会	―	定額			
(b)都道府県専門人材育成支援		都道府県		定額			
イ 地域資源活用価値創出整備事業							
（ア）産業支援型							
a 事業費	農村振興局長が別に定める経費を交付することとする。	都道府県	農村振興局長が別に定める要件を満たす農林漁業者の組織する団体又は中小企業者	定額（3/10、1/2以内）	農村振興局長が別に定める。	農村振興局長が別に定める。	次に掲げる変更以外の変更 1 事業の新設又は廃止 2 事業実施場所の変更 3 事業実施主体の名称の変更 4 事業費の3割以上の増減
b 附帯事務費			―	定額（1/2以内）			
（イ）定住促進・交流対策型							
a 事業費	農村振興局長が別に定める経費を交付することとする。	都道府県又は市町村	農村振興局長が別に定める要件を満たす都道府県、市町村、地方公共団体の一部事務組合、地方公共団体等が出資する法人、計画主体が指定した者、地域再生推進法人、地域協議会、受入地域協議会、教育委員会、農業協同組合、農業協同組合連合会、農林漁業者の組織する団体、土地改良区、土地改良区連合、数人共同して土地改良事業を行う者、農業委員会、農地中間管理機構、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、流域森林・林業活性化センター、地方公共団体が組織する法人、漁業協同組合、漁業生産組合、漁業協同組合連合会、水産業協同組合、中小企業等協同組合、一般社団法人、一般財団法人、PFI事業者又はNPO法人	定額（定額、1/3、4/10、4.5/10、1/2、5.2/10、5.5/10、6/10以内）	農村振興局長が別に定める。	農村振興局長が別に定める。	次に掲げる変更以外の変更 1 事業の新設又は廃止 2 事業実施場所の変更 3 事業費の3割以上の増減 4 事業実施主体の名称の変更
b 附帯事務費				定額（1/2以内）			

（ウ）農泊推進型							
a 市町村・中核法人実施型	農村振興局長が別に定める経費を交付することとする。	農村振興局長が別に定める要件を満たす都道府県、市町村、地域協議会の中核となる法人、農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、農林漁業者が組織する団体、地方公共団体が出資する団体、地域再生推進法人、PFI事業者又は特定非営利活動法人	農村振興局長が別に定める要件を満たす地域協議会、市町村、地域協議会の中核となる法人、農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、農林漁業者が組織する団体、地方公共団体が出資する団体、地域再生推進法人、PFI事業者又は特定非営利活動法人（都道府県が交付事業者の場合に限る。）	1/2以内	農村振興局長が別に定める。	農村振興局長が別に定める。	次に掲げる変更以外の変更 1 事業の新設又は廃止 2 事業実施場所の変更 3 事業費の3割以上の増減 4 事業実施主体の名称の変更
b 農家民泊経営者等実施型		農村振興局長が別に定める要件を満たす都道府県、地域協議会と農家民泊経営者等との連携体	農村振興局長が別に定める要件を満たす地域協議会と農家民泊経営者等との連携体（都道府県が交付事業者の場合に限る。）	1/2以内			
（エ）農福連携型	農村振興局長が別に定める経費を交付することとする。	農村振興局長が別に定める要件を満たす都道府県、民間事業者又は地域協議会	農村振興局長が別に定める要件を満たす民間事業者又は地域協議会（都道府県が交付事業者の場合に限る。）	1/2以内	農村振興局長が別に定める。	農村振興局長が別に定める。	次に掲げる変更以外の変更 1 事業の新設又は廃止 2 事業実施場所の変更 3 事業費の3割以上の増減 4 事業実施主体の名称の変更
(2)中山間地農業推進対策							
ア 中山間地農業ルネッサンス推進事業	農村振興局長が別に定める経費を交付することとする。				農村振興局長が別に定める。	農村振興局長が別に定める。	次に掲げる変更以外の変更 1 事業費の3割以上の増減 2 事業実施主体の名称の変更
（ア）中山間地農業ルネッサンス推進支援		都道府県	農村振興局長が別に定める要件を満たす市町村又は地域協議会	定額			
（イ）元気な地域創出モデル支援							
a 一般型		都道府県	農村振興局長が別に定める要件を満たす市町村又は地域協議会	定額			
b 地域力活用型		都道府県	農村振興局長が別に定める要件を満たす地域協議会	定額（定額、1/2以内）			
（ウ）地域力活用サポート事業		民間団体	－	定額			
イ 農村型地域運営組織形成推進事業							
（ア）農村型地域運営組織モデル形成支援		都道府県	農村振興局長が別に定める要件を満たす地域協議会				
a 一般型				定額			
b 活動着手支援型				定額			
c 地域連携型				1/2以内			
（イ）農村型地域運営組織形成伴走支援							
a 全国単位における取組		民間団体	－	定額			
b 都道府県単位における取組		都道府県	－	定額			
ウ 「島のめぐみ」プロジェクト推進事業		民間団体	－	定額			
エ 棚田地域振興対策推進事業		都道府県	農村振興局長が別に定める要件を満たす市区町村又は地域協議会	定額（定額、1/2以内）			

(3)山村活性化対策							
ア 山村活性化対策事業	農村振興局長が別に定める経費を交付することとする。	農村振興局長が別に定める要件を満たす都道府県、市町村又は地域協議会	農村振興局長が別に定める要件を満たす市町村又は地域協議会（都道府県が交付事業者の場合に限る。）	定額	農村振興局長が別に定める。	農村振興局長が別に定める。	次に掲げる変更以外の変更 1 事業費の3割以上の増減 2 事業実施主体の名称の変更
イ 商談会開催等事業		特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人又は民間企業	―	定額			
(4)最適土地利用総合対策							
ア 最適土地利用総合事業	農村振興局長が別に定める経費を交付することとする。	都道府県	農村振興局長が別に定める要件を満たす市町村、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、農地中間管理機構、地域運営組織、地域協議会				次に掲げる変更以外の変更 1 事業費の3割以上の増減 2 事業実施主体又は事業実施期間の変更 3 事業の追加又は廃止
（ア）最適土地利用推進事業				定額	農村振興局長が別に定める。	原則2年以上。ただし5年間を上限とする。	
（イ）最適土地利用整備事業				交付対象事業費の5.5/10 ただし、欄外の（6）において行うものにあっては8/10、（7）において行うものにあっては6/10 とする。			
イ 荒廃農地再生支援事業		都道府県	農村振興局長が別に定める要件を満たす市町村、事業対象農地を耕作する者又は事業対象農地の所有者	交付対象事業費の1/2	農村振興局長が別に定める。	1年以内	次に掲げる変更以外の変更 1 事業費の3割以上の増減 2 事業実施主体又は事業実施期間の変更 3 事業の廃止
ウ 最適土地利用推進サポート事業		民間事業者	―	定額		1年以内	
(5)都市農業機能発揮対策							
ア 都市農業機能発揮支援事業	農村振興局長が別に定める経費を交付することとする。	農業協同組合連合会、農業委員会ネットワーク機構、社会福祉法人、特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、商工会、商工会議所、観光協会、民間企業又は生活協同組合連合会	―	定額	農村振興局長が別に定める。	農村振興局長が別に定める。	次に掲げる変更以外の変更 1 事業費の3割以上の増減 2 事業実施主体の名称の変更
イ 都市農業共生推進等地域支援事業		農村振興局長が別に定める要件を満たす都道府県、市区町村、民間企業、地域協議会、農業協同組合、特定非営利活動法人、農業者等の組織する団体、市区町村が出資する団体、土地改良区、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、農業協同組合連合会、農業委員会ネットワーク機構、社会福祉法人、商工会、商工会議所、観光協会、生活協同組合連合会又は都市農業関係者等により構成される組織	農村振興局長が別に定める要件を満たす都道府県、市区町村、民間企業、地域協議会、農業協同組合、特定非営利活動法人、農業者等の組織する団体、市区町村が出資する団体、土地改良区、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、農業協同組合連合会、農業委員会ネットワーク機構、社会福祉法人、商工会、商工会議所、観光協会、生活協同組合連合会又は都市農業関係者等により構成される組織	定額			

欄外（地域指定要件）
（1） 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成５年法律第72号)第２条第４項の規定に基づき公示された特定農山村地域
（2） 山村振興法(昭和40年法律第64号)第７条第１項の規定に基づき指定された振興山村
（3） 過疎地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第２条第１項（同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する過疎地域（同法第３条第１項若しくは第２項（これらの規定を同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第41条第１項若しくは第２項（同条第３項の規定により準用する場合を含む。）、第42条又は第44条第４項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、令和3年度から令和8年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特定市町村（同法附則第6条第１項、第７条第１項及び第８条第１項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を、令和3年度から令和9年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特別特定市町村（同法附則第6条第２項、第７条第２項及び第８条第２項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を含む。）
（4） 半島振興法(昭和60年法律第63号)第２条第１項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域
（5） 離島振興法(昭和28年法律第72号)第２条第１項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域
（6） 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第３条第１号に規定する沖縄
（7） 奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第１条に規定する奄美群島
（8） 小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第４条第１項に規定する小笠原諸島
（9） 豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第２条第２項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯
（10） 棚田地域振興法（令和元年法律第42 号）第７条第１項の規定に基づき指定された指定棚田地域
（11） 旧急傾斜地帯農業振興臨時措置法（昭和27年法律第135号）第３条第１項の規定に基づき指定された急傾斜地帯又は受益地域内の平均傾斜度が15度以上の地域（水田地帯を除く。）

別表２（第５関係　振興推進計画を策定する事業）

予算区分	対策・型	事業
（１）農山漁村活性化対策推進交付金	地域資源活用価値創出対策（地域活性化型）	活動計画策定事業
	地域資源活用価値創出対策（創出支援型）	・地域資源活用・地域連携推進支援事業 ・地域資源活用・地域連携サポート事業（地域資源活用・地域連携都道府県サポート事業）
	地域資源活用価値創出対策（農泊推進型）	・農泊推進事業 ・人材活用事業 ・農家民宿転換促進費
		広域ネットワーク推進事業（都道府県単位における取組）
	地域資源活用価値創出対策（農福連携型）	農福連携支援事業
		普及啓発・専門人材育成推進対策事業（都道府県専門人材育成支援）
	中山間地農業推進対策	・中山間地農業ルネッサンス推進事業（地域力活用サポート事業を除く） ・農村型地域運営組織形成推進事業（農村型地域運営組織形成伴走支援の全国単位における取組を除く） ・棚田地域振興対策推進事業
	山村活性化対策	山村活性化対策事業
	最適土地利用総合対策	最適土地利用推進事業
	都市農業機能発揮対策	都市農業共生推進等地域支援事業
（２）農山漁村活性化対策整備交付金	地域資源活用価値創出対策（産業支援型）	―
	地域資源活用価値創出対策（定住促進・交流対策型）	―
	地域資源活用価値創出対策（農泊推進型）	―
	地域資源活用価値創出対策（農福連携型）	―
	最適土地利用総合対策	・最適土地利用整備事業 ・荒廃農地再生支援事業

別表３（第５、第10から第13まで、第16、第18から第26まで及び第28関係）

農山漁村振興交付金に係る交付決定者

<table>
<tr><th colspan="2">事業実施主体の区分（別表１の事業区分）</th><th>交付決定者</th></tr>
<tr><td colspan="2">以下のいずれかの事業に係る事業実施主体
・地域活性化型のうち農山漁村関わり創出事業（（１）のアの（ア）のb)
・地域活性化型のうち農山漁村情報発信事業（（１）のアの（ア）のc)
・地域資源活用・地域連携中央サポート事業（（１）のアの（イ）のbの（a）のうち農林水産地方創生センターの設置等の取組を除く）
・農泊推進型のうち広域ネットワーク推進事業（全国単位における取組）（（１）のアの（ウ）のd)
・農福連携型のうち普及啓発・専門人材育成推進対策事業（普及啓発等推進）（（１）のアの（エ）のbの（a））
・中山間地農業ルネッサンス推進事業のうち地域力活用サポート事業（（２）のアの（ウ））
・農村型地域運営組織形成推進事業のうち農村型地域運営組織形成伴走支援（全国単位における取組）（（２）のイの（イ）のa)
・「島のめぐみ」プロジェクト推進事業（（２）のウ）
・山村活性化対策のうち商談会開催等事業（（３）のイ）
・最適土地利用総合対策のうち最適土地利用推進サポート事業（全国単位における取組）（（４）のウ）
・都市農業機能発揮対策（５）</td><td>農林水産大臣</td></tr>
<tr><td colspan="2">以下のいずれかの事業実施主体
・創出支援型のうち地域資源活用・地域連携推進支援事業（（１）のアの（イ）のa)
・地域資源活用・地域連携都道府県サポート事業（（１）のアの（イ）のbの（b））
・地域資源活用価値創出整備事業のうち産業支援型（（１）のイの（ア））</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3"></td><td>事業の実施地域が北海道に所在する事業実施主体</td><td>北海道農政事務所長</td></tr>
<tr><td>事業の実施地域が沖縄県に所在する事業実施主体</td><td>内閣府沖縄総合事務局長</td></tr>
<tr><td>事業の実施地域が北海道及び沖縄県以外の都府県に所在する事業実施主体</td><td>事業の実施地域を管轄する地方農政局の長</td></tr>
<tr><td colspan="2">上記以外の事業の事業実施主体</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3"></td><td>事業の実施地域が北海道に所在する事業実施主体</td><td>農林水産大臣</td></tr>
<tr><td>事業の実施地域が沖縄県に所在する事業実施主体</td><td>内閣府沖縄総合事務局長</td></tr>
<tr><td>事業の実施地域が北海道及び沖縄県以外の都府県に所在する事業実施主体</td><td>事業の実施地域を管轄する地方農政局の長</td></tr>
</table>

（注１）地方農政局の管轄区域は、農林水産省組織令第91条に定める管轄区域である。

（注２）第10第３項の交付決定前着手届を提出する場合にあっては、交付決定者欄に「農林水産大臣」とあるのは、「農村振興局長」と読み替えるものとする。

（注３）事業実施主体が、北海道にあって、第５第１項の規定により地域資源活用価値創出対策（創出支援型のうち地域資源活用・地域連携推進支援事業及び地域資源活用・地域連携都道府県サポート事業並びに産業支援型に限る。）を含む複数の事業を実施する場合にあっては、交付決定者欄に「北海道農政事務所長」とあるのは「農林水産大臣」と読み替えるものとする。ただし、創出支援型のうち地域資源活用・地域連携推進支援事業及び地域資源活用・地域連携都道府県サポート事業並びに産業支援型のみを併せて複数事業として実施する場合はこの限りではない。

別記様式第１号（第５関係）

農山漁村振興推進計画

計画策定主体	
代表者役職及び氏名	
申請先	

提出年月日
令和　　年　　月　　日

総括表

番号	都道府県名	市町村名	事業実施主体名	事業名	事業期間	新規又は継続	令和８年度 事業費（円）	令和８年度 国庫交付金額（円）	交付年（額）	Ⅰ　達成すべき成果目標の具体的な内容、現況値及びポイント 種別	成果目標 成果目標の考え方	成果目標 値（単位）	現況値 現況値の考え方	現況値 値（単位）	ポイント 成果目標	ポイント 現況値	ポイント 合計	Ⅱ　達成すべき成果目標の具体的な内容、現況値及びポイント 種別	成果目標 成果目標の考え方	成果目標 値（単位）	現況値 現況値の考え方	現況値 値（単位）	ポイント 成果目標	ポイント 現況値	ポイント 合計	成果目標に基づくポイント合計	Ⅲ　事業の継続性に基づくポイント	Ⅳ　加算ポイント 加算ポイントの設定理由	ポイント 他施策との連携	ポイント 民間資金・人材の活用	ポイント 都道府県	ポイント 中山間地域等	合計ポイント	備考（過去の事業実施状況等）
（農山漁村活性化対策推進交付金）																																		
																												１　他施策との連携に基づく加算ポイントの設定理由 ２　民間資金・人材の活用に基づく加算ポイントの設定理由 ３　都道府県加算ポイントの設定理由 ４　中山間地域等加算ポイントの設定理由						
																												１　他施策との連携に基づく加算ポイントの設定理由 ２　民間資金・人材の活用に基づく加算ポイントの設定理由 ３　都道府県加算ポイントの設定理由 ４　中山間地域等加算ポイントの設定理由						
合計																																		
（農山漁村活性化対策整備交付金）																																		
																												１　他施策との連携に基づく加算ポイントの設定理由 ２　民間資金・人材の活用に基づく加算ポイントの設定理由 ３　都道府県加算ポイントの設定理由 ４　中山間地域等加算ポイントの設定理由						
																												１　他施策との連携に基づく加算ポイントの設定理由 ２　民間資金・人材の活用に基づく加算ポイントの設定理由 ３　都道府県加算ポイントの設定理由 ４　中山間地域等加算ポイントの設定理由						
合計																																		

（注）１　「成果目標の内容」の欄は、「配分基準通知」の「達成すべき成果目標」及び「成果目標に対する現況値」に沿って、考え方・値を記入すること。
　　なお、「現況値」については、原則、直近年のデータとし、直近年が異常年であった場合（激甚災害の発生等）は、前々年のデータ又は過去数年の平均を現況値とすることができる。その際、「現況値の考え方」の欄に参照年度を記載すること。
　２　「目標数値の考え方」の欄は、現状を明らかにした上で、どのような取組を行うことにより、具体的にどれだけの効果が期待され、その結果として、どのように目標を達成できるのかを記入すること。
　３　「ポイント」の欄は、配分基準通知に基づき、要綱別表２に掲げる事業のうち公募事業は農林水産省担当職員、間接交付事業は交付事業者において記入すること。
　４　継続事業については、事業開始年度に提出した振興推進計画の考え方・値を記入すること。

Ⅲ　事業の継続性に基づくポイント

番号	各評価項目のポイント 事業の趣旨・目的の理解度（５ポイント）		事業実施による効果、事業内容の妥当性（５ポイント）	事業実施の確実性・継続性の確保（10ポイント）		事業遂行のための実施体制の妥当性（10ポイント）			合計
	３ポイント	２ポイント	５ポイント	５ポイント	５ポイント	４ポイント	４ポイント	２ポイント	
（農山漁村活性化対策推進交付金）									
（農山漁村活性化対策整備交付金）									

（注）「番号」欄は、総括表の番号と整合させること

Ⅳ　都道府県加算ポイントを設定した理由

番号	ポイントの設定理由	点数
（農山漁村活性化対策推進交付金）		
（農山漁村活性化対策整備交付金）		

（注）１　「番号」欄は、総括表の番号と整合させること
　　２　要綱別表２に掲げる事業のうち間接交付事業の申請時にのみ交付事業者が記載してください。

別記様式第2号（第10関係）

文書番号（記載任意）	
申請日	

農山漁村振興交付金交付申請書

1. 申請者		
・氏名又は名称		
・代表者（法人・団体の場合）		
・住所又は主たる事務所		
・法人番号		
2. 申請先		
3. 申請する交付金		

以上の交付金について農山漁村振興交付金交付等要綱第10に基づき以下のとおり交付を申請します。

4. 申請内容							
事業の目的							
事業の内容	別紙事業計画のとおり						
経費の配分	事業区分	国庫交付金（円）	都道府県費（円）	市町村費（円）	その他（円）	消費税区分	備考
	（1）△△対策	0	0	0	0		
	ア　××事業						
	（ア）□□						
		0	0	0	0		
	計	国庫交付金額（円） 0	0	0	0		
事業完了予定年月日							

5. 添付書類		
書類名	提出方法	URL
（1）事業実施主体の寄付行為、定款等の団体規約		
（2）資金及び負債に関する事項が分かる書類		
（3）収支予算（直近の収支決算）		
（4）別紙1（地区別事業内容及び配分表）		
（5）間接交付事業者に交付金を交付する場合は、都道府県又は市町村の交付に関する規定又は要綱		

別記様式第３号（第14、第33第２項関係）

文書番号（記載任意）	
申請日	

契約に係る指名停止等に関する申立書

・申請先		
・氏名又は名称		
・代表者（法人・団体の場合）		
・住所又は主たる事務所		
・法人番号		
・申立の内容	当社は、貴殿発注の【工事請負／物品・役務】契約の競争参加に当たって、当該契約の履行地域において、現在、農林水産省の機関から【工事請負／物品・役務】契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。 また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。	

別記様式第4号（第16 関係）

文書番号（記載任意）	
申請日	

令和〇年度農山漁村振興交付金【変更／中止／廃止】申請書

・申請先	
・氏名又は名称	
・代表者（法人・団体の場合）	
・住所又は主たる事務所	
・法人番号	

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付決定された令和〇年度農山漁村振興交付金について、以下のとおり【変更／中止／廃止】したいので申請します。

1. 申請内容

【変更／中止／廃止】の目的							
事業の内容	別紙事業計画のとおり						
経費の配分	事業区分	国庫交付金（円）	都道府県費（円）	市町村費（円）	その他（円）	消費税区分	備考
	（1）△△対策	0	0	0	0		
	ア ××事業						
	（ア）□□						
		0	0	0	0		
	計	国庫交付金（円） 0	0	0	0		
事業完了予定年月日							

2. 添付書類

書類名	提出方法	URL
事業計画		
交付規定の類		

別記様式第5号（第18関係）

○第○○号

令和○年度農山漁村振興交付金事業遅延の届出書

・申請先	
・氏名又は名称	
・代表者（法人・団体の場合）	
・住所又は主たる事務所	
・法人番号	

令和○○年○月○日付け○○第○○号をもって交付決定された令和○年度農山漁村振興交付金について、以下のとおり遅延の理由を報告します。

事業区分	実施計画		○月末出来高		進捗率（B／A）	備考
	事業に要する経費（A）（円）	国庫交付金（円）	事業費（B）（円）	国庫交付金（円）		
	円	円	円	円		
事業完了予定日						
事業が予定の期間内に完了しないこととなった理由/事業が遂行困難となった理由						

別記様式第6号（第19関係）

○第○○号

令和○年度農山漁村振興交付金事業遂行状況報告書

・申請先	
・氏名又は名称	
・代表者（法人・団体の場合）	
・住所又は主たる事務所	
・法人番号	

令和○○年○月○日付け○○第○○号をもって交付決定された令和○年度農山漁村振興交付金について、以下のとおり遂行状況を報告します。

事業区分	総事業費	事業の遂行状況				備考
		○年○月○日までに完了したもの		○年○月○日以降に実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了予定年月日	
	円	円		円		

別記様式第7号（第20関係）

○第○○号
令和○○年○月○日

令和○年度第○四半期農山漁村振興交付金概算払請求書

・交付決定者	
・官署支出官	
・請求者氏名又は名称	
・代表者（法人・団体の場合）	
・住所又は主たる事務所	
・法人番号	

令和○○年○月○日付け○○第○○号をもって交付決定された令和○年度農山漁村振興交付金について、以下のとおり概算払を請求します。
（また、併せて、以下のとおり遂行状況を報告します。）

事業区分	事業に要する経費（円）	国庫交付金（A）（円）	既受領額（B）		遂行状況報告	今回請求額（C）		残高（A−（B+C））		備考
			金額（円）	出来高（%）	○年○月末日の出来高（%）	金額（円）	○月○日迄予定出来高（%）	金額（円）	○月○日迄予定出来高（%）	
合計										
事業完了予定日										

別記様式第8号（第21第1項関係）

文書番号（記載任意）	
申請日	

令和〇年度農山漁村振興交付金事業実績報告書

・申請先	
・氏名又は名称	
・代表者（法人・団体の場合）	
・住所又は主たる事務所	
・法人番号	

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付決定された〇年度農山漁村振興交付金について、以下のとおり実績を報告します。
（また、併せて精算額として農山漁村振興交付金〇〇円の交付を請求します。）

事業の目的								
事業の内容及び実績								
経費の配分	事業区分	事業に要した経費（円）	負担区分（円）				消費税区分	備考
			国庫交付金	都道府県費	市町村費	その他		
	合計	0	0	0	0	0		
事業完了年月日								

収入	区分	精算額（円）	予算額（円）	比較増減（円）		備考
				増	減	
	国庫交付金					
	その他					
	合計	0	0	0	0	

支出	区分	精算額（円）	予算額（円）	比較増減（円）		備考
				増	減	
	合計	0	0	0	0	

2. 添付書類

書類名	提出方法	URL

別記様式第９号（第21第４項関係）

○第○○号
○○年○月○日

令和○年度農山漁村振興交付金の消費税仕入控除税額報告書

・申請先	
・氏名又は名称	
・代表者（法人・団体の場合）	
・住所又は主たる事務所	
・法人番号	

令和○○年○月○日付け○○第○○号をもって交付決定された令和○年度農山漁村振興交付金について、以下のとおり報告します。

１．報告	
適正化法第15条の交付金の額の確定額	円
交付金の額の確定時に減額した消費税仕入控除税額	円
消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額	円
交付金返還相当額	円
消費税仕入控除税額が【明らかにならない／ない】理由	

２．添付書類		
書類名	提出方法	URL

別記様式第10号（第21第2項関係）

○第○○号
令和○○年○月○日

令和○年度農山漁村振興交付金年度終了実績報告書

・申請先	
・請求者氏名又は名称	
・代表者（法人・団体の場合）	
・住所又は主たる事務所	
・法人番号	

令和○○年○月○日付け○○第○○号をもって交付決定された令和○年度農山漁村振興交付金について、実績を以下のとおり報告します。

区分	交付決定の内容		年度内実績		翌年度実施	
	交付事業に要する経費（A）（円）	国庫交付金（円）	（A）のうち年度内支出済額（円）	概算払受入済額（円）	（A）のうち未支出額（円）	翌年度繰越額（円）
翌年度繰越分						
年度内完了分						
合計	0	0	0	0	0	0
事業完了予定日						

別記様式第11号（第29関係）

〇第〇〇号
〇〇年〇月〇日

令和〇年度農山漁村振興交付金の収益報告書

・申請先	
・氏名又は名称	
・代表者（法人・団体の場合）	
・住所又は主たる事務所	
・法人番号	

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付決定された令和〇年度農山漁村振興交付金において収益が生じたので、下記のとおり報告します。

・事業の区分	
・交付金交付額（円）	
・交付対象経費（円）	
・事業に係る収益額（円）	
・根拠書類（URLも可）	

別記様式第12号（第30関係）

財産管理台帳

事業実施地区	
事業実施年度	令和〇〇年度
事業名	農山漁村振興交付金（〇〇対策）

事業区分	事業の内容					工期		経費の配分（円）					処分制限期間		処分の状況		摘要
	事業種目	事業実施主体	工種構造施設区分	施工箇所又は設置場所	事業量	着工年月日	竣工年月日	総事業費	負担区分				耐用年数	処分制限年月日	承認年月日	処分の内容	
									国庫補助	都道府県	市町村	その他					
	合計							0	0	0	0	0					

別記様式第13号（第31、第33第３項関係）

令和〇年度農山漁村振興交付金調書

国			〇〇【県／市／町／村】									備考	
			歳入			歳出							
交付事業名	交付決定額（円）	交付率（%）	科目	予算現額（円）	収入済額（円）	科目	予算現額（円）	予算現額のうち国庫交付金相当額（円）	支出済額（円）	支出済額のうち国庫交付金相当額（円）	翌年度繰越額（円）	翌年度繰越額のうち国庫交付金相当額（円）	
〇〇費													
〇〇費													
その他													

別記様式第14号（第10第3項関係）

○第○○号
○○年○月○日

交付決定前着手届

・申請先	
・氏名又は名称	
・代表者（法人・団体の場合）	
・住所又は主たる事務所	
・法人番号	

農山漁村振興交付金（○○対策）について、
1　交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変を含むあらゆる事由によって事業に損失を生じた場合であっても、当該損失は事業実施主体が負担する
2　交付決定を受けた交付金の金額が、交付申請額又は交付申請予定額に満たない場合、そのことをもって異議を申し立てない
3　着手した後は、交付決定を受けるまでは振興推進計画又は事業実施計画の変更を行わないことを条件に、交付決定を受ける前に事業に着手したいので、届け出ます。

・事業の区分	
・事業メニュー及び事業量	
・事業費（円）	
・事業実施主体	
・着手予定年月日	
・完了予定年月日	
・交付決定前に事業に着手する理由	

別記様式第15号（第35関係）

○第○○号
○○年○月○日

令和○○年度農山漁村振興交付金で（工事施工中/取得又は効用の増加した施設等）の災害報告について

・申請先	
・氏名又は名称	
・代表者（法人・団体の場合）	
・住所又は主たる事務所	
・法人番号	

令和○○年度において農山漁村振興交付金で（交付施工中/取得又は効用の増加）した施設等が災害（例：台風○○号）により被災したので、下記のとおり報告いたします。

・事業実施主体名	
・施設等の所在地	
・施設等の構造及び規格、規模等	
・事業費	
・交付金	
・その他の負担金	
・災害の原因	
・被災の程度	
・被害見積価格（復旧可能なものにあっては、復旧見込額）	
・その他（災害復旧計画及び資金計画）	

別記様式第16号（第26関係）

令和〇年度　　農山漁村振興交付金総括表

（単位：円）

区分	対策・型	事業名	市町村名	事業実施主体名	採択年度	当初の交付決定額等			交付金額等の増減				備考
						当初の事業費	当初の交付決定額	交付率	変更後の事業費	交付金額の増▲減額	増減後の交付金額	増減の内訳	
農山漁村活性化対策推進交付金													
		計											
		計											
		計											
農山漁村活性化対策整備交付金													
		計											
		計											

注）「交付決定額」に前年度繰越予算が含まれる場合は、「交付決定額」の数字の下に金額を内書（）として明らかにすること（「交付金額の増▲減額」及び「増減後の交付金額」の記載についても同様とする）。

別紙1　地区別事業内容及び配分表（農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策（地域資源活用価値創出整備事業のうち（イ）定住促進・交流対策型））（別記様式第2号、第4号及び第8号関係）

市町村名	地区名	全体計画											前年度まで			本年度										本年度までの累計			翌年度以降（予定）			確定額（事業実施期間の最終年度のみ記載）						備考	
		事業メニュー番号	事業メニュー	要件類別番号	事業内容及び事業量	実施期間	事業実施主体	全体事業費	交付対象事業費 A	交付金額（千円未満切捨）	交付額算定交付率 B	交付限度額（千円未満切捨） C＝A×B	全体事業費	交付対象事業費	交付金 D	事業内容及び事業量	全体事業費	交付対象事業費	交付金	（次年度以降調整額）	都道府県費	市町村費	その他	本年度末進捗率 E	単年度交付限度額 F＝C×E−D	消費税仕入控除税額	全体事業費	交付対象事業費	交付金	全体事業費	交付対象事業費	交付金	確定全体事業費	交付対象事業費	交付額算定交付率	交付限度額（A）	交付金の総額（B）	精算を要する額（A−B）	
								円	円	円		円	円	円	円		円	円	円	円	円	円	円	%	円	円	円	円	円	円	円	円	円		円	円	円		
	合計							0	0	0		0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0						
	①事業費計（＝合計）							0	0	0		0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0						
	②　①のうち創意工夫発揮事業計							0	0	0		0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0						
	③　①のうち附帯事業計（ハード事業費）							0	0	0		0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0						
	④市町村附帯事務費（ハード事業費）							0	0	0		0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0						
	⑤都道府県附帯事務費（ハード事業費）							0	0	0		0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0						
	総合計（①＋④＋⑤）							0	0	0		0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0						

1　記入に当たっては、農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）実施要領別記3の参考様式1－1「地域資源活用価値創出整備事業（定住促進・交流対策型）年度別事業実施計画の記入について」に準じる。 ただし、実績額の記入に当たっては、円単位まで記入すること。

2　別記様式第4号及び第8号に添付する場合は、変更前の内容を「（ ）」書にし、変更後の内容をその下段に記入すること。

3　確定額の欄は、事業実施期間の最終年度のみ記載すること。

4　「次年度以降調整額」は、交付要綱第3第4項による額を記載するものとし、「本年度交付金」の欄の内数とする。

5　土地改良事業の受益地の転用に伴う補助金の返還措置について（昭和44年5月24日付け44農地A第826号農林事務次官通知）に係る返還対象事業にあっては、地区内における交付金の振分けの基準を記載した書面を添付すること。（ただし、実績報告書提出時にのみ添付すること。）

別紙２　附帯事務費（別記様式第８号関係）

区　　分	事業に要する経費	交付額	都道府県費	市町村費	その他	備　考
	円	円	円	円	円	
１　都道府県附帯事務費 人件費 給料 職員手当等 謝金 旅費 庁費 賃金 共済費 需用費 ○○○ ○○○ ２　市町村等附帯事務費 ○○市 謝金 旅費 庁費 賃金 共済費 需用費 ○○○ ○○○ ○○町 ○○○ ○○○ ○○土地改良区 ○○○						
合　　計						

別紙３　工事雑費（別記様式第８号関係）

地　区　名	事業実施主体	事　業　費	工事雑費	備　　考
○○地区 ○○地区	○○市 ○○土地改良区 ○○土地改良区	円	円	
合　　計				